

## 1.2 申込設備を提出しない場合

(単位:円)

特定無線設備の種別	略称	証明手数料		
		証明手数料	試験結果報告書評価料 (1台あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項第1号の9	SSB	69,000	23,000	50
第2条第1項第1号の10	デジタル			
第2条第1項第1号の11	F3E等			
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク			
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク			
第2条第1項第1号の13	海上用DSB			
第2条第1項第1号の14	SSB			
第2条第1項第1号の15	F3E等			
第2条第1項第2号	無線標定			
第2条第1項第2号の2	ラジオ・プイ			
第2条第1項第3号	市民ラジオ			
第2条第1項第3号の2	気象援助局			
第2条第1項第4号の2	簡易無線			
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線			
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線			
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)			
第2条第1項第4号の6の2	自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線			
第2条第1項第4号の6の3	自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線(キャリアセンス付)			
第2条第1項第4号の6の4	自動的に又は遠隔操作によって中継する簡易無線			
第2条第1項第4号の7	920MHz帯陸上移動局			
第2条第1項第5号	50GHz帯CR			
第2条第1項第6号	構内無線			
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)			
第2条第1項第6号の2の2	920MHz帯構内無線局(無線電力伝送用)			
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)			
第2条第1項第6号の4	2.4GHz帯及び5.7GHz帯構内無線局(空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム用)			
第2条第1項第7号	コードレス電話	(親機)		
		(子機)		
第2条第1項第8号	特定小電力無線局	1GHz以下		
		1GHz～10GHz		
		10GHz以上		
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局			
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局			
第2条第1項第9号の3	Ku帯VSAT地球局(高度500km)			
第2条第1項第9号の4	Ku帯VSAT地球局(高度1200km)			

特定無線設備の種別	略称	証明手数料		
		証明手数料	試験結果報告書評価料 (1台あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項第10号	携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うもの)			
	携帯無線通信用陸上移動局(陸上移動局(小電力リピータ))			
第2条第1項第10号の2	携帯無線通信陸上移動中継局等(ガードバンド)			
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)			
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)			
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局			
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局(包括免許)			
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)			
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)			
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EVDOマルチキャリア)移動局			
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局			
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 屋内小型基地局			
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局			
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局			
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局			
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等			
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局			
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等			
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局			
第2条第1項第11号の19の2	LTE用陸上移動局(NB-IoT)			
第2条第1項第11号の19の3	LTE用陸上移動局(eMTC)			
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等			
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局			

特定無線設備の種類別	略称	証明手数料	
		証明手数料	試験結果報告書評価料 (1台あたり) 証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の20の4	LTE用基地局(ガードバンドモード)		
第2条第1項第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局(ガードバンドモード)		
第2条第1項第11号の20の6	LTE用基地局(包括免許局・ガードバンドモード)		
第2条第1項第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局		
第2条第1項第11号の21の2	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局(中継)		
第2条第1項第11号の22	LTE(2GHzTDD)用基地局等		
第2条第1項第11号の23	UMB用陸上移動局		
第2条第1項第11号の24	UMB用基地局等		
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局		
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局		
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等		
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等		
第2条第1項第11号の29	5G-NR(3.4GHz帯、4.5GHz帯)用基地局		
第2条第1項第11号の29の2	5G-NR(3.4GHz帯、4.5GHz帯)用フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の29の3	5G-NR(3.4GHz帯、4.5GHz帯)用屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の29の4	5G-NR(3.4GHz帯、4.5GHz帯)用陸上移動中継局		
第2条第1項第11号の30	5G-NR(3.4GHz帯、4.5GHz帯)用陸上移動局		
第2条第1項第11号の30の2	5G-NR(3.4GHz帯、4.5GHz帯)用陸上移動局(小電力リピータ)		
第2条第1項第11号の31	5G-NR(28Hz帯)用基地局		
第2条第1項第11号の31の2	5G-NR(28GHz帯)用フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の31の3	5G-NR(28GHz帯)用屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の31の4	5G-NR(28GHz帯)用陸上移動中継局		
第2条第1項第11号の32	5G-NR(28Hz帯)用陸上移動局		
第2条第1項第11号の32の2	5G-NR(28Hz帯)用陸上移動局(小電力リピータ)		
第2条第1項第11号の33	FDD-5G-NR用基地局		
第2条第1項第11号の33の2	FDD-5G-NR用フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の33の3	FDD-5G-NR用屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の34	FDD-5G-NR用陸上移動局		
第2条第1項第12号	アマチュア無線局		
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ		
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局(静止/オムニトラックス)		
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止/オーブコム)		
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局		

特定無線設備の種類別	略称	証明手数料	
		証明手数料	試験結果報告書評価料 (1台あたり) 証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局		
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局		
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局		
第2条第1項第17号	非常警報用固定局		
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局		
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(2,400～2,483MHz)		
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム(2,471～2,497MHz)		
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)		
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)		
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム(10ミリワット以下)		
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局 800MHz帯デジタルMCA指令局		
第2条第1項第20号の3	高度MCA(陸上移動局)		
第2条第1項第20号の4	高度MCA(制御局)		
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話(狭帯域 TDMA)	(親機) (子機)	
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話(広帯域TDMA)		
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)		
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		
第2条第1項第23号	PHS基地局		
第2条第1項第23号の2	PHS中継局		
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等		
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局		
第2条第1項第25号	RZSSB		
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB		
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB		
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル		
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル		
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル		
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局		
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局(静止/N-STAR)		
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局(非静止/イリジウム)		

特定無線設備の種別	略称	証明手数料	
		証明手数料	試験結果報告書評価料 (1台あたり)
			証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局		
第2条第1項第28号の2の3	携帯移動地球局(非静止/グローバルスター)		
第2条第1項第28号の2の4	携帯移動地球局(静止/ESIM)		
第2条第1項第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度500km)		
第2条第1項第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度1200km)		
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のマグネトロンレーダー(第3種レーダー)		
第2条第1項第28号の4	設備規則第48条第1項の固体素子レーダー(第3種レーダー)		
第2条第1項第29号	設備規則第48項第4項のマグネトロンレーダー(第4種レーダー)		
第2条第1項第29号の2	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー(200ミリワット以下)(第4種レーダー)		
第2条第1項第29号の3	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー(170ワット以下かつ電波の形式がPON、QON又はVONのもの(前号に掲げるものを除く。))(第4種レーダー)		
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局		
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)		
第2条第1項第30号の3	HST携帯移動地球局(船上地球局)		
第2条第1項第30号の4	防災対策携帯移動地球局		
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線		
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局		
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局		
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局		
第2条第1項第31号の5	80GHz帯陸上移動局		
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局		
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局		
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局		
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)		
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)		
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等(周波数分割複信方式又は時分割複信方式)		
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局(4相位相変調等)		
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局(信号伝送速度:6メガビット以上)		
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局		
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム		
第2条第1項第47号	超広帯域(UWB)無線システム(屋内利用限定のもの)		
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム		

特定無線設備の種別	略称	証明手数料	
		証明手数料	試験結果報告書評価料 (1台あたり) 証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項第47号の3	超広帯域(UWB)無線システム(7.587~8.4GHz)		
第2条第1項第47号の4	超広帯域(UWB)無線システム(7.25~9GHz)		
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局		
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等		
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局		
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局		
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局等		
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等		
第2条第1項第54号	次世代PHS用陸上移動局		
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局		
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局		
第2条第1項第54号の4	次世代PHS用陸上移動局(eMTC)		
第2条第1項第54号の5	NR-BWA用陸上基地局		
第2条第1項第54号の5の2	NR-BWA用フェムトセル基地局		
第2条第1項第54号の5の3	NR-BWA用屋内小型基地局		
第2条第1項第54号の5の4	NR-BWA用陸上移動中継局		
第2条第1項第54号の6	NR-BWA用陸上移動局		
第2条第1項第54号の6の2	NR-BWA用陸上移動局(小電力リピータ)		
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルタ		
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルタ(CATV網等接続型)		
第2条第1項第57号の3	エリア放送用一般放送局		
第2条第1項第57号の4	超短波放送のギャップフィルタ		
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置		
第2条第1項第59号	簡易型国際VHF(固定型)		
第2条第1項第60号	簡易型国際VHF(携帯型)		
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局		
第2条第1項第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局(インターリーブ)		
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局(インターリーブ)		
第2条第1項第63号	700MHz帯高速道路システム基地局		
第2条第1項第64号	700MHz帯高速道路システム陸上移動局		
第2条第1項第65号	23GHz帯陸上移動局		
第2条第1項第66号	23GHz帯固定局		
第2条第1項第67号	11GHz帯又は15GHz帯固定局		

特定無線設備の種別	略称	証明手数料		
		証明手数料	試験結果報告書評価料 (1台あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識(406MHz帯及び121.5MHz)			
第2条第1項第69号	6.5GHz帯、7.5GHz帯基地局・陸上移動局			
第2条第1項第70号	6GHz帯電気通信業務用固定局			
第2条第1項第71号	6.5GHz帯、7.5GHz帯固定局			
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム			
第2条第1項第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局			
第2条第1項第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動中継局			
第2条第1項第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局			
第2条第1項第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置			
第2条第1項第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備			
第2条第1項第78号	5GHz帯小電力データ通信システム(自動車内使用)			
第2条第1項第79号	6GHz帯小電力データ通信システム(EIRP:25mW以下)			
第2条第1項第80号	6GHz帯小電力データ通信システム(EIRP:25mW超、200mW以下)			
第2条第1項第81号	6GHz帯小電力データ通信システム(EIRP:25mW超、200mW以下、 端末間通信を行うもの)			

注:特性試験が必要になった場合は1.1項(申込み設備を提出する場合)の試験料を別途申し受けます。